お知らせ

入居募集　市営住宅への入居者を募集します

○募集期間
8月11日（月）～22日（金）
午前8時30分～午後5時15分
（土・日曜日除く）
※8月6日から市建築課および各支所で募集案内書を配付

○申込場所
市建築課（市役所本館2階）

○申込要件
次のすべての条件を満たす人
①市内に住所または勤務場所を有し、市税および国民健康保険料の滞納がない人
②申込者および同居予定者が、暴力団員でないこと
③現に同居、または同居しようとする親族がある人
④申込者全員の収入月額（合計）が20万円以下の人
※次に該当する人等は26万8千円以下
・申込者が昭和31年4月1日以前に生まれた人で、同居者のいずれもが昭和31年4月1日以前に生まれた人または18歳未満の場合
・身体に障害（1～4級）がある人や精神に障害（1～2級）がある人、または知的障害（精神障害1～2級と同程度）がある人
・小学校就学前のお子さんがいる世帯
⑤現に住宅にお困りの人

○選考方法
要件を満たす人の中から、市営住宅運営委員会の審査を経て決定
※審査で決定しない場合は抽選で決定

○入居の時期
平成20年10月下旬予定

募集住宅	建設年度	構造	間取り	住戸面積(㎡)	平成20年度家賃月額(円)	単身申込
千草西団地第1-1号(千草町)	昭和52年度	準耐火構造2階建	3DK	55.4	12,000～30,500	×
千草西団地第2-4号(千草町)	昭和52年度	準耐火構造2階建	3DK	55.4	12,000～30,500	×

日時	現地説明会
	8月17日（日）午前10時～正午
	8月18日（月）午後2時～午後4時

※原則、代理人の申込みは不可
※連帯保証人2人が必要（市内に居住し、入居者と同程度以上の収入がある人）
※家賃額は収入月額により算定
※敷金は家賃の3か月分

お問合せは、建築課（☎㊺6533）へ。

中退共制度　中小企業で働く人のための積立型の国の退職金制度

中小企業事業主の皆様へ
退職金の準備は万全ですか？

●掛金の一部を国・市が助成します
●掛金は全額非課税です
●管理が簡単です
●掛金以外の経費がかかりません
詳しくはホームページをご覧ください
《 http://chutaikyo.taisyokukin.go.jp 》

【国の助成内容】
・新しく加入する事業主に、掛金の月額1/2(上限5,000円)を従業員ごとに、加入後4か月目から1年間助成
・18,000円以下の掛金月額を増額する事業主に、増額した月から増額分の1/3を1年間助成

【市の助成内容】
・従業員ごとに掛金月額800円を上限に最長1年間助成(新規契約のみ)

お問合せは、商工振興課☎㊺8766)へ。

パブコメ　長浜市特別用途地区建築条例の一部改正(案)にご意見を

募集期間
8月7日(木)～9月5日(金)

市では中心市街地の活性化計画の推進に向けた取り組みとして、大規模集客施設の立地を制限する「特別用途地区建築条例の改正」について、パブリックコメントを実施します。

【大規模集客施設】
床面積が1万㎡を超える店舗、映画館、アミューズメント施設、展示場など

◆閲覧場所　都市計画課、市政情報コーナー、市ホームページ(http://www.city.nagahama.shiga.jp)
◆提出方法　任意の様式に住所・氏名・連絡先電話番号を明記し、直接持参・郵送・FAX・Eメールで
◆提出・お問合せ先
〒526-8501　長浜市高田町12番34号
長浜市役所　都市建設部都市計画課
☎㊺6562、FAX㊺6540
Eメール toshikei@city.nagahama.shiga.jp

お知らせ

申請手続　市下水道排水設備工事施工指定業者の申請を受付けます

【必要書類】申請書と添付書類

《添付書類》
・成年被後見人、破産者、被保佐人でないことを証明する書類(身分証明書)
・住民票記載事項証明書または外国人登録済証明書
・申請者または代表者の経歴書
・商業登記事項証明書と定款の写し(法人の場合)
・営業所の付近見取り図、平面図、写真(全景と事務所内の2枚)
・責任技術者名簿(様式第2号)
・工事の施工に必要な設備や器材を有することを証する書類

【手数料】1万円
【受付期間】8月25日(月)から9月8日(月)まで
【受付場所】上下水道課(東別館3階)

お申込み・お問合せは、上下水道課(☎㊺1600)へ。

収集休み　お盆は「可燃ごみ」と「し尿」の収集を休みます

《可燃ごみ》
8月15日（金）は、可燃ごみの収集を行いません。当日に可燃ごみを処分される場合はクリスタルプラザ（八幡中山町）へ持ち込んでください。（有料）

お問合せは、環境保全課（☎㊺6513）、クリスタルプラザ（☎㊷7143）

《し尿》～予約はお早めに～
8月14日（木）、15日（金）は、し尿収集を行いません。
また、お盆前は予約が集中しますので、早めに予約をお願いします。

お問合せは、湖北広域行政事務センター第1プラント（☎㊾0181）

電気安全　8月は電気使用安全月間です

現代社会で文化的な生活を営んでいくうえにおいて、欠かすことができない「電気」は、使い方を誤ると死傷事故につながるなど、とても危険です。そこで、国では感電事故の発生率が高い8月を「電気使用安全月間」と定め活動を行われています。

電気で大きな事故や火災を起こさないよう、次の点について、もう一度チェックをしてみてください。

【電気の安全度チェック】
□電気のコードを束ねていない
□たこ足配線にしていない
□コンセントまわりを掃除している
□漏電遮断機をつけている
□アースを取り付けている

すべてにチェックができればまずは安心です。でも、電気工事をするときは、資格が必要なので、必ず電気工事店にまかせるようにしてください。

【無料相談所】
滋賀県電気工事工業組合湖北支部(☎㊺7765)

ようこそと きれいな道で おもてなし
(H20標語最優秀作品)

8月は『道路ふれあい月間』
～みんなの道路　大切に～

8月は「道路ふれあい月間」です。みんなが、安心して気持ちよく利用できる道路であるために、その役割、大切さを再認識していただくための月です。

道路は、通行や生活物資の輸送、防災活動など、私たちの生活を支える公共施設です。ところが、その大切さを忘れがちで、捨てられた空き缶や放置自転車が後を絶ちません。この機会に、道路の大切さを考えてみませんか。

8月10日は「道の日」